



令和元年度安全大会



協力事業体も参加したリスクアセスメント講習会 H30.8.20

JForest

北信州森林組合

目 次

日時 6月28日 午後3時30分～
場所 アップルシティなかの

次 第	4
平成30年度中の労働災害	5
平成30年度の労働安全の主な取組状況	6

各班の安全宣言

班	7
班	8
班	9
班	10
班	11
造 林 班	12
利用事業班	13
令和元年度安全衛生方針	14
令和元年度安全衛生目標	15

出席者名簿

講師・来賓・協力事業体	16
北信州森林組合役員	17
北信州森林組合職員	18

北信州森林組合安全大会次第

1. 開会宣言	総務委員長	3:30
2. 開催挨拶	組合長	3:33
3. 昨年度の災害報告		3:43
4. 安全表彰		3:45
	○安全推進優秀班 利用事業班	
	○安全推進優秀会社 北信木材生産センター協同組合	
5. 令和元年度各班の安全取組宣言	班、 班、 班 班、 班、 造林班 利用事業班	3:50
6. 令和元年度安全の誓い	造林班 、 林産班	4:00
7. 安全講話		4:10
	「 未来形の食事で内臓脂肪に克つ 」 (公財) 長野県健康づくり事業団 管理栄養士	様
8. 来賓挨拶		5:10
9. 謝辞および総評	副組合長	5:20

なお、大会終了後に隣の会場で懇親会を行います。

懇親会まで 10 分間の休憩時間となります。

労働災害の発生状況

平成30年度

年月日	時間	被災者	年齢	職種	勤続年数	障害部位	休業日数	現場	被災内容
7月24日	10:15	A	45	技能職員	11	左手	0	野沢温泉村前坂	クロスズメバチに刺された。
7月27日	14:30	N	46	職員	8	左目下	0	山ノ内町夜間瀬	クロスズメバチに刺された。
8月6日	9:50	Y	41	技能職員	10	下顎	0	野沢温泉村豊跡	クロスズメバチに刺された。
9月26日	10:15	T	40	技能職員	10	左手甲切創	0	木島平村往郷	境界会の補助作業で、鉋で目印棒を作成中に、足を滑らせて鉋が左手甲に当り負傷
10月18日	9:00	M	30	施業技術員	11	急性腰痛症	0	木島平村往郷	山林内で測量杭に目印棒を付けていて右足が滑り体勢が崩れて負傷
10月23日	14:40	KT	40	職員	18	背中・右脇下	1	中野市大熊	スズメバチに刺された。 エピソード使用で経過観察のため1日入院
11月27日	11:00	KH	65	技能職員	臨時	腰右側打撲	0	山ノ内町平穏	庭木の冬囲い作業中に三脚から落下して負傷

年合計 1

過去3年の労働災害の状況

年度	災害種別	転落	転倒	激突	激突され	切れ・こすれ	無理な動作	蜂刺され	その他	合計
H27	4日以上休業	2			1					3
	3日以下休業		1		4	2		7		14
H28	4日以上休業									0
	3日以下休業	1						5	2	8
H29	4日以上休業				2					2
	3日以下休業					1		3	2	6

平成30年度労働安全の主な取組状況

- 5月22日 中野労基署長現場指導
- 6月29日 救急救命講習実施
安全大会開催
- 7月29日 繊維ロープ研修会実施
- 8月20日 リスクアセスメント講習会実施
- 9月12日 中野労基署チェーンソー取扱作業指導
- 9月19日 労働安全役員研修会開催
- 9月28日 安全作業マニュアル(手順書)の制定
- 11月9日 ロープ高所作業特別教育講習実施

- * 新安全衛生委員会発足し7月から毎月安全委員会と衛生委員会を開催した。
- 安全パトロール 9月28日 12月26日
- 衛生巡視 7月26日 9月21日 11月6日7日 12月25日
- * 業務委員会安全パトロール
6月13日 7月20日 8月17日 9月26日 10月24日 11月22日 2月25日
- * 林災防長野県支部中野分会安全パトロール
11月5日(中野労基署労働基準監督官・分会安全衛生指導員)



中野労基署長現場指導



繊維ロープ研修会



リスクアセスメント講習会



中野労基署チェーンソー取扱作業指導



役員労働安全研修会



ロープ高所作業特別教育講習

『 安易な過信は事故のもと 確認を重ねて危険予知 』

私たちの作業には、毎日危険が潜んでいます。
たとえどんなに小さな危険でも、**油断せず**
慎重に対処をし、事故なく、安全に作業を
していきます。

「ゼロ災でいこう」 『 ヨシ！ 』



班長



班員



班員



班員

『 作業の前に安全確認 』

毎日の作業の中で、忘れてはならない安全確認。

仕事開始前のミーティングに加え、
一つ一つの作業を行う前にきちんと確認し、
**重大災害を起こさない様に取り組んで
行きたいです。**



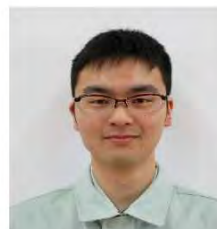
班長



班員



班員



班員

『安全な作業道』

私達太田班は、作業現場に入る為に必要な
作業道の開設の仕事をしています。

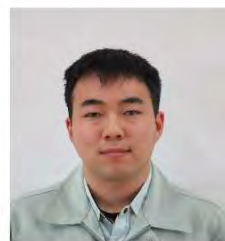
現場に入る皆さんが**安全で円滑に**
作業が行える作業道を作っていきます。



班長



班員



班員

多分と確かは事故の元 不安があるなら目で確認

「多分、大丈夫だろう」などと思わず
不確かなことがあればうやむやにせず
焦らずに必ず目視して、
安全であるか、適切であるかを
確認してから作業をするよう
心掛けていきます。



班長



班員



班員



班員



班員

令和元年度安全取組宣言

林産班

班

私たちは、常に安全を第一に考え
危険要因に対して対策をしてきました。

それでも相手が自然である以上
危険な出来事が起きてしまいます。

しかし、その中で経験を元にして
さらに新たな対策を続ける事で
無災害を維持してきました。

**この先も日々の対策を怠らず
安全第一で作業を行います。**



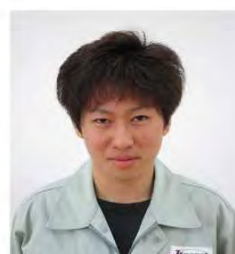
班長



班員



班員



班員

『 習慣にしよう 危険予知と安全作業 』

一人一人がまず危険要因を考え、
その後、班全体でどのようにしたら安全に
作業を行うことが出来るか対策を考え

労働災害を起こさないように

**安全作業で
ゼロ災害を目指し
作業に取り組みます。**



班長



班長



班員



班員



班員

『 まずは作業手順をしっかりと計画 』

事前に現場を下見して
どんな作業手順にしていけば
より安全で、スピーディーに作業が
行えるかを考えておく事が重要だと思います。

特殊伐採は危険が伴うため段取り良く
安全な作業を行います。

そしてこれからも
人に喜んでもらえるような
仕事を心がけて
0災害を目指します。



班長



班員

令和元年度北信州森林組合安全衛生方針

〔理 念〕

北信州森林組合は、安全衛生への取組みを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、全職員が「安全と健康は経営の基盤である」という認識を持ち、全員参加の安全衛生活動を積極的に推進する。

さらに、事業活動の全てにおいて、安全で快適な作業環境の維持・改善に努め、真のゼロ災害職場を確立する。

〔方 針〕

1. 事業活動により生ずる安全衛生上の危険有害要因を把握し、必要な施設等を整備して、職場のリスクを低減させる。
2. 全ての職員に対して安全衛生の確保に必要な教育・訓練を実施し、安全知識・意識の向上を図る。
3. 関係法令・業務標準及び過去の災害教訓に基づく基本ルールを遵守し、安全衛生管理レベルの向上を図り、安全で快適な職場づくりに努める。
4. 職員全員が活発なコミュニケーションに努め、一致協力して安全と健康の確保に努める。
5. 産業医指導にもとづき、衛生管理者により職員等の健康増進を確保する。
6. 本方針の実行に当たっては、必要な経営資源を投入するとともに、効果的な改善を継続的に実施する。
7. 協力事業体に対し本方針を示し、共にゼロ災害職場の確立を目指す。
8. 安全衛生委員会を中心に安全衛生活動の推進を図る。

平成 31 年 4 月 1 日



北信州森林組合
代表理事組合長 中山 稿



令和元年度北信州森林組合安全衛生目標

安全衛生方針を実現するために、これまでの安全衛生活動状況、職場の危険有害要因、さらに、災害・事故の発生状況などを踏まえ、平成31年度の目標を次の通り定める。

1. 機械及び装備等の点検の徹底と改善
 - ① これまでの災害・事故状況の検証により、危険有害要因を特定し、リスク軽減のための装備強化を図り、これを確実に装着する。
 - ② 始業前及び終業時の機械等及び装備の点検を徹底し、不具合の早期解決を図る。
 - ③ リスクアセスメントを実施し、「受け入れ不可能なリスク」は「許容可能なリスク」以下に下げるとの機械及び装備の改善措置を図る。
2. 作業方法の改善と基本動作の厳守
 - ① 作業時の安全性を確保するため、基本動作を厳守させ、不安全行動を撲滅する。
 - ② かかり木処理について、元玉切り等の不正行為を禁止し、適正なかかり木処理により、事故を撲滅する。
 - ③ 伐木作業の基本講習会を実施し、基本を再確認して事故の撲滅を図る。
3. 作業者間の連携と確認
 - ① TBMやKY活動を徹底し、班長を中心に作業者間のコミュニケーションを積極的にとり、作業者全員の意思統一を図る。
4. 健康管理の推進
 - ① すべての職員等に健康診断を受診させ、その結果に基づいた保健指導を産業医の指導のもとに行う。また、生活習慣病予防検診及び関連する検診を行い、有所見者に対して生活改善指導を行う。
 - ② 振動・騒音機械を主に使用する職員に特殊健康診断を受診させる。除雪事業の深夜業務に従事する職員には、6ヶ月ごとに健康診断を受診させる。
 - ④ VDT作業区分Aに属する職員に対して、VDT健康診断を受診させる。
 - ⑤ 業務における心理的な負担の程度を把握するためストレスチェックを全職員対象者として実施する。
5. 労働安全衛生管理体制
 - ① 安全委員会と衛生委員会を毎月開催し、労働安全衛生活動の普及促進と労働災害調査及び防止対策の検討にあたる。
 - ② 作業班選出の安全委員が各作業班長に委員会決定事項を伝達指導する。
 - ③ 労働災害等については、安全委員会で調査及び防止対策の検討し再発防止に努める。
6. 安全衛生教育の推進
 - ① 安全委員会が中心となり、安全衛生やリスクアセスメントについて、全員の知識を向上のための教育を実施する。
 - ② 各職員に対し必要な特別教育等を実施する。
7. 安全衛生パトロールの実施
 - ① 安全衛生委員会の安全パトロール、衛生委員会の衛生パトロール、役員の安全パトロールを実施し、労働災害防止及び職場環境改善の指導を行う。
8. 協力事業体との連携
 - ① 協力事業体と連携し本目標の達成を目指す。

講師・来賓・協力事業体名簿

講師

	所 属	職 名	氏 名
1	(公財)長野県健康づくり事業団	管理栄養士	

来賓名簿

	所属・職名	氏 名
1	北信森林管理署	
2	北信地域振興局林務課	
3	長野県森林組合連合会	

協力事業体名簿

	事業体名	代表者	出席人数
1	北信木材生産センター(協)		5名
2	(株)シモダ		3名
3	みどり産業(株)		1名
4	(株)岩船陸送		2名
5	宮澤木材産業(株)		2名
6	長野森林組合		1名
7	栄村森林組合		4名
8	丸重陸送(株)		1名
9	フォレストデザイン		1名

北信州森林組合役員名簿

	役職名	氏名	備考
1	代表理事組合長		
2	副組合長理事		
3	総務委員長		
4	業務委員長		
5	総務副委員長		
6	業務副委員長		
7	総務委員		
8	総務委員		
9	総務委員		
10	業務委員		
11	業務委員		
12	業務委員		
13	代表監事		
14	監事		

北信州森林組合職員名簿

所属	職名	氏名	
1 参事			
2 総務課	総務係	総務課長代理	
		会計主任・会計係長	
		総務係長	
		総務係主事	
	会計係	会計係書記	
		会計係担当	
7 業務課	業務課	業務課長	
		業務係長	
		主事	
		主任	
		機関造林	主任
			主任
			技師
			技師
			技師
		集約化	森林施業技術員
	森林施業技術員		
	森林施業技術員		
	森林施業技術員		
	森林施業技術員		
	森林施業技術員		
	利用事業室	利用事業室長	
		主事	
		担当	
	車両・重機管理	安全指導員・特定自主検査者	
	林産班	班長	
		班員	
		〃	
		〃	
		班長	
		班員	
		〃	
		〃	
		班長	
		班員	
		〃	
		〃	
		班長	
		班員	
		〃	
		〃	
		班長	
		班員	
		〃	
		〃	
		造林班	班長
			班長
			班員
			〃
	利用事業班	班長	
		班員	

第92回

全国安全週間

期 間：令和元年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：令和元年6月1日(土)～30日(日)】

スローガン

あら じだい
新たな時代に PDCA
きず さいしょくば
みんなで築こう ゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、平成30年の労働災害については、死亡災害は過去最低となりました。しかし、休業4日以上^{きず}の死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回ります。また、平成30年には、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」や、企業での自主的な安全衛生管理のための取組を体系的かつ継続的に実施するための仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」に関するJISが制定されました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」のスローガンのもと、事業者が労働者の協力の下に、マネジメントシステムの基本をなす PDCA サイクル「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act) という一連の過程」を確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成31年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成31年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

① 安全衛生活動の推進

ア. 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任 (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施 (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実 (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底 (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ. リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」)の取組の推進

オ. その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア. 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保 (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ. 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進 (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施 (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ. 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知 (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア. 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ. 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ. 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)

(ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施 (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省 安全衛生

中央労働災害防止協会 <https://www.jisha.or.jp/>

中央労働災害防止協会 安全週間

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

あんぜんプロジェクト

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

職場のあんぜんサイト

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署